

東京農工大学における学生の派遣、留学及び受入れに関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 学部学生の派遣、留学及び受入れ</p> <p>第1節 他大学との協議(第2条)</p> <p>第2節 派遣学生(第3条―第10条)</p> <p>第3節 特別聴講学生(第11条―第17条)</p> <p>第3章 大学院学生の派遣、留学及び受入れ</p> <p>第1節 他の大学院等との協議(第18条)</p> <p>第2節 派遣学生(第19条―第26条)</p> <p>第3節 特別聴講学生(第27条)</p> <p>第4節 特別研究学生(第28条―第33条)</p> <p>第4章 雑則(第34条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 学部学生の派遣、留学及び受入れ</p> <p>第1節 他大学との協議</p> <p>(他大学との協議)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の他大学との協議は、次に掲げる事項について学部(東京農工大学科学技術短期留学プログラム(以下「短期留学プログラム」という。))に係る場合にあつては、<u>国際センター</u>の議を経</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 学部学生の派遣、留学及び受入れ</p> <p>第1節 他大学との協議(第2条)</p> <p>第2節 派遣学生(第3条―第10条)</p> <p>第3節 特別聴講学生(第11条―第17条)</p> <p>第3章 大学院学生の派遣、留学及び受入れ</p> <p>第1節 他の大学院等との協議(第18条)</p> <p>第2節 派遣学生(第19条―第26条)</p> <p>第3節 特別聴講学生(第27条)</p> <p>第4節 特別研究学生(第28条―第33条)</p> <p>第4章 雑則(第34条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 学部学生の派遣、留学及び受入れ</p> <p>第1節 他大学との協議</p> <p>(他大学との協議)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の他大学との協議は、次に掲げる事項について学部(東京農工大学科学技術短期留学プログラム(以下「短期留学プログラム」という。))に係る場合にあつては、<u>グローバル教育院</u>の議</p>	

<p>て、学長が行う。  (1)～(8) (略)</p> <p>第3節 特別聴講学生  (他大学との協議)</p> <p>第12条 特別聴講学生の受入れは、他大学からの依頼に基づき、当該学部(短期留学プログラムに係る場合にあつては、<u>国際センター</u>)の議を経て、学長がこれを許可する。</p>	<p>を経て、学長が行う。  (1)～(8) (略)</p> <p>第3節 特別聴講学生  (他大学との協議)</p> <p>第12条 特別聴講学生の受入れは、他大学からの依頼に基づき、当該学部(短期留学プログラムに係る場合にあつては、<u>グローバル教育院</u>)の議を経て、学長がこれを許可する。</p>	
---	---	--

附 則(平成30年4月1日規程第12号)  
この規程は、平成30年4月1日から施行する。